

第 1 回 病院再編にかかる長浜市立 2 病院経営形態検討委員会 次第

日時 令和 4 年 11 月 22 日 (火)

13 時 30 分から 15 時 45 分

場所 長浜市役所本庁舎 3 階 特別会議室

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委員紹介
- 4 委員長及び副委員長の選任
- 5 湖北医療圏におけるこれまでの検討経過について
- 6 湖北医療圏の現状と課題について
- 7 長浜市病院事業、日本赤十字社からのプレゼンテーション
- 8 今後の予定について
- 9 閉会

〈配布資料〉

- 委員名簿
- 病院再編にかかる長浜市立 2 病院経営形態検討委員会開催要領
- 資料 1 湖北医療圏におけるこれまでの検討経過について
- 資料 2 湖北医療圏の現状と課題
- 資料 3-1 長浜市病院事業提供資料「長浜市病院事業の考え」
- 資料 3-2 日本赤十字社提供資料「湖北医療圏の病院再編案について」

病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会 委員名簿

	専門分野等	所属・職名等	委員
1	医療関係者	一般社団法人湖北医師会長	森上 直樹
2	医療関係者	公益社団法人地域医療振興協会 医療事業本部企画調査部長	岡本 靖
3	医療関係者	公益財団法人田附興風会医学研究所北野病院 医療サービス部長/経営企画本部副本部長/経営企画部長	伊藤 幸也
4	有識者	関西学院大学経営戦略研究科 教授	明石 純
5	有識者	大阪市社会福祉研修・情報センター 運営委員 I・S・Aホールディングス株式会社 顧問/主席コンサルタント 株式会社ツクイホールディングス 顧問	山田 謙次
6	公認会計士	神戸監査法人 パートナー	大谷 泰史
7	医療行政関係者	社会福祉法人恩賜財団済生会支部 兵庫県済生会 常務理事 兼 事務局長 前 兵庫県病院事業 副管理者	佐藤 二郎
8	医療行政関係者	東大阪市健康部長 元 地方独立行政法人市立東大阪医療センター事務局長	田中 健司
9	企業代表者	湖北工業株式会社 代表取締役社長 前 長浜商工会議所 副会頭	石井 太
10	市民代表者	長浜市病院事業改革プラン評価委員会 委員 長浜市国民健康保険運営協議会 委員	服部 貴美代
11	行政	滋賀県湖北健康福祉事務所長 (長浜保健所)	嶋村 清志
12	行政	長浜市副市長	江畑 仁資

13	オブザーバー	京都大学医学部附属病院長	宮本 享
14	オブザーバー	滋賀医科大学内科学講座(循環器内科) 教授	中川 義久
15	オブザーバー	長浜市病院事業管理者/市立長浜病院長 市立長浜病院事務局長	高折 恭一 藤居 敏
16	オブザーバー	長浜市立湖北病院長 長浜市立湖北病院事務局長	納谷 佳男 桐畑 善彦
17	オブザーバー	日本赤十字社 長浜赤十字病院長 日本赤十字社 医療事業推進本部 参事監	楠井 隆 塩見 尚礼

事務局

健康福祉部長
総務部政策監 兼 健康福祉部調整監
健康福祉部管理監 兼 地域医療課長
地域医療課 課長代理
副参事

鵜飼 康治
横田 留里
野村 和博
野邊 誠
石田 剛寛

病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会開催要領

(趣旨)

第1条 この要領は、湖北保健医療圏域において、湖北圏域地域医療構想の実現及び医師の働き方改革に対応するため、今後の市立長浜病院及び長浜市立湖北病院（以下「市立病院」という。）が担うべき役割及び経営形態を検討するにあたり、幅広く意見又は助言を求めるため、「病院再編にかかる長浜市立2病院経営形態検討委員会」（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 委員会において、意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 湖北保健医療圏域において市立病院が担うべき役割に関する事項
- (2) 市立病院の経営形態に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市立病院のあり方に関し必要な事項

(構成)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市内企業代表者
 - (3) 市民代表者
 - (4) その他市長が必要と認めるもの
- 2 前項に掲げる者が、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、代理人が出席できるものとする。

(運営)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、市長が選任する。

- 2 委員長は、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員会の進行を代理する。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(小委員会)

第5条 委員会において必要があるときは、小委員会を開催することができる。

- 2 小委員会の開催並びに所掌事務、委員、その他小委員会の運営に必要な事項は、委員会の決定をもって定める。

(開催期間)

第6条 委員会の開催期間は令和5年9月30日までとする。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、出席した委員の過半数の同意を得た場合は、公開しないことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部地域医療課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、令和4年11月7日から施行する。